

長久手市医療・介護・福祉ネットワーク事業
愛・ながくて夢ネット運営規約

(目的)

第1条 長久手市医療・介護・福祉ネットワーク「愛・ながくて夢ネット」(以下「愛・ながくて夢ネット」という。)は、長久手市の医療・介護・福祉対象者のプライバシー保護を厳重に図りながら、診療情報の一部を、病院、診療所、歯科医院、薬局、訪問看護ステーション、介護保険事業所、障がい福祉事業所、地域包括支援センター、行政等を結ぶネットワークで共有し、診療・検査や日々のケア等から得られた多くの情報を元に多職種連携を図り、対象者に質の高い医療・福祉サービスを提供することを目的とする。

(組織及び会議)

第2条 愛・ながくて夢ネットは、別紙に掲げる会員により構成する。

2 愛・ながくて夢ネットの運営主体として、長久手市医療・介護・福祉ネットワーク運営分科会(以下「運営分科会」という。)を設置する。

(1) 運営分科会は、別紙に掲げる会員により構成する。

(2) 運営分科会に会長及び副会長を置く。

(3) 会長は、会員の互選により選出し、副会長は会長の指名により選出する。

(4) 会長は、運営分科会の議事をつかさどる。

(5) 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を行う。

(6) 任期は原則2年とし、再任されることを妨げない。

3 運営分科会は、長久手市地域包括ケア推進協議会設置要綱第3条第3項に規定する分科会の一つとして設置する。

4 運営分科会は、所掌事務に関する問題を整理・検討するため、実務担当者部会を設置する。

(事務局)

第3条 運営分科会の事務局は、長久手市高齢福祉担当課とする。

附 則

本規約は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

本規約は、令和2年6月1日から施行する。

(別紙)

長久手市医療・介護・福祉ネットワーク事業 愛・ながくて夢ネット 構成

1	東名古屋長久手市医師会
2	瀬戸歯科医師会長久手歯科医会
3	瀬戸旭長久手薬剤師会
4	地域中核病院
5	介護保険事業所
6	地域包括支援センター
7	障がい福祉事業所
8	その他関係機関
9	在宅医療・介護連携支援センター
10	行政機関

オブザーバー：名古屋大学医学部附属病院

長久手市医療・介護・福祉ネットワーク運営分科会 構成

1	東名古屋長久手市医師会代表
2	瀬戸歯科医師会長久手歯科医会代表
3	瀬戸旭長久手薬剤師会代表
4	地域中核病院代表
5	訪問看護ステーション代表
6	介護保険事業所代表
7	地域包括支援センター代表
8	障がい福祉事業所代表
9	その他関係機関
10	在宅医療・介護連携支援センター
11	行政機関

オブザーバー：名古屋大学医学部附属病院